

府政防第405号
消防災第34号
令和3年3月30日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）

（ 公 印 省 略 ）

消防庁国民保護・防災部防災課長

（ 公 印 省 略 ）

「避難行動要支援者名簿」の作成及び平常時からの名簿情報の提供の推進等について

市町村の「避難行動要支援者名簿」の作成等に係る取組状況の調査結果について、別添のとおり取りまとめ、本日、報道発表を行いました。

名簿については、作成済団体が初めて99%を超えるなど着実に取組が進む一方、平常時からの名簿情報提供団体数は87.2%、名簿掲載者に占める平常時からの名簿情報提供者の割合は41.9%に留まっております。また、個別計画については、未策定団体は減少しているものの、依然として3割を上回っております。こうしたことから、取組は着実に進んでいるものの、引き続き、避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けた一層の取組の充実が必要です。

各都道府県においては、管内市町村に対し、下記の事項について周知及び助言いただくとともに、都道府県においても必要な取組を行っていただくようお願いします。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 名簿の速やかな作成

名簿作成中の市町村においては、速やかに地域防災計画に名簿掲載者の範囲等を定め、作成を完了すること。

2 平常時からの名簿情報の提供の推進等

（1）過去の災害においては、平常時に提供された名簿を活用し、避難行動支援や安否確認等が実施されており、平常時から名簿を提供し避難支援体制の構築に努めることが円滑な避難支援については避難行動要支援者の安全確保に効果的である（参考資料）ことから、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」（以下「取組指針」という。）、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集（平成29年3月）」等を十分活用し、避難支援等関係者への名簿情報の提供を進めること。

（2）参考資料を参考に、避難行動要支援者本人の同意の有無によらず名簿情報を提供できる根拠となる条例の制定について、市町村の実情に応じ、積極的に検討すること。

3 個別避難計画の作成準備

今国会に提出された「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」が成立した場合には、これまで取組指針により位置付けられていた個別計画の策定が、個別避難計画の作成として新たに努力義務化されるため、「避難行動要支援者の避難に係る取組の準備及びこれに伴う地方財政措置の拡充等について」（令和3年1月29日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁国民保護・防災部防災課事務連絡、別紙）も参考に作成準備を進めること。

<問合せ先>

- 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
藤田参事官補佐、石尾主査付、近藤事務官

TEL：03-3501-5191 FAX：03-3502-6034

- 消防庁国民保護・防災部防災課

神田災害対策官、舘野係長、飯田事務官

TEL：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535

(参考資料) 平常時からの名簿情報の提供に関する事例

1. 平常時からの名簿情報の提供関係

(ア) 岡山県総社市下原地区

自主防災組織が、提供された名簿情報を基に独自に作成した名簿を用いて避難訓練を実施しており、平成30年7月豪雨ではこの名簿を使って避難支援を行い、一人の犠牲者も出さなかった。

(イ) 愛媛県大洲市三善地区

提供された名簿情報を活用し、避難場所、避難の合図(タイミング)、気にかける人(避難支援を必要とする人等)などを記した災害・避難カードを、避難訓練を通じて作成しており、平成30年7月豪雨では各自がカードに基づき避難行動・避難支援を行い、一人の犠牲者も出さなかった。

2. 平常時からの名簿情報の提供の根拠となる条例化関係

(ア) 条例を制定し、平常時から避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供

① 山形県遊佐町(平成28年3月14日制定)

・遊佐町災害対策基本条例(抄)

(避難行動要支援者への支援)

第15条 (略)

2 (略)

3 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、自主防災組織及び民生委員法(昭和23年法律第198号)に規定する民生委員をはじめ法第49条の11第2項に規定する範囲の関係者に対し、避難行動要支援者名簿の情報を提供することができる。

② 愛媛県八幡浜市(平成29年6月23日制定)

・八幡浜市避難行動要支援者名簿に関する条例(抄)

(名簿情報の提供)

第4条 市長は、災害の発生等に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、福祉施設その他の自宅以外に居住する者に係る名簿情報の提供については、この限りでない。

(イ) 条例を制定し、本人から拒否の意思表示がない限り、平常時から自主防災組織や町内自治会等に提供(いわゆる逆手上げ方式)

① 宮城県七ヶ浜町(平成30年6月13日制定)

・七ヶ浜町避難行動要支援者の名簿情報の提供に関する条例(抄)

(名簿情報の提供)

第4条 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、当該避難

行動要支援者に係る名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該名簿情報の提供をすることができない。

② 兵庫県明石市（平成 28 年 3 月 24 日制定）

- ・ 明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（抄）
（名簿情報の提供）

第 3 条 市長は、災害の発生に備え、法第 49 条の 11 第 2 項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。この場合においては、名簿情報を提供することについて避難行動要支援者の同意を得ることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供することができない。

③ 三重県津市（平成 27 年 6 月 25 日制定）

- ・ 津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（抄）
（名簿情報の提供）

第 3 条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、津市地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、次に掲げる場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- （1）避難行動要支援者が当該名簿情報の提供に関し、規則で定めるところにより拒否の申出をしていない場合
- （2）前号の拒否の申出をした場合であっても、津市防災会議において、避難支援等の実施のために名簿情報の提供が必要であると認める場合
- （3）第 1 号の拒否の申出をした場合であっても、津市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて、市長が避難支援等の実施を支援するために名簿情報の提供が必要であると認める場合

(※) この他の事例については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集（平成 29 年 3 月）」の P. 39～P. 68 を参照願います。